

# 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく 保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領

## I 趣 旨

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条の規定により支弁すべき経費の額を決定するための収入額及び需要額の算定方法は、この要領の示すところによる。

また、この要領は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に定める就学奨励事業以外の予算補助により実施される特別支援学校、小学校及び中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に係る就学奨励事業についても適用する。

## II 収入額及び需要額に関する資料の提出等

1. 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる保護者等に対し、その属する世帯の収入額及び需要額の算定に必要な資料（以下「収入額・需要額調書」という。）を、提出させるものとする。

また、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人立の小学校及び中学校の通常学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒又は特別支援学級の児童生徒の保護者等に係る分については、当該法人の設立団体が収入額・需要額調書を提出させるものとする。

なお、(1)及び(2)号については、校長を経由するものとする。

(1) 都道府県の教育委員会	公・私・公立大学法人立の特別支援学校の児童若しくは生徒、都道府県が設置する小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する生徒又は特別支援学級の生徒の保護者等
(2) 市町村の教育委員会	公私立の小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級の児童若しくは生徒の保護者等
(3) 国立大学法人の附属特別支援学校、附属小学校又は附属中学校の校長	国立の特別支援学校の児童若しくは生徒、小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級の児童若しくは生徒の保護者等

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、令第2条第3号該当者とみなし、この場合は、収入額・需要額調書の提出をそれが確認できる書類に替えることができる。

- (ア) 世帯の収入額が令第2条第3号に該当すると自ら認め、就学奨励費の給付の全部又は一部を辞退する児童若しくは生徒の保護者等
- (イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設若しくは指定

療育機関等に入所若しくは入院し、当該施設等において、就学に係る措置費若しくは療育の給付を受けている特別支援学校、小学校若しくは中学校の児童又は生徒の保護者等

2. 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である特別支援学校の児童、児童又は生徒の保護者等は、令第2条第1号該当者とみなし、この場合は、都道府県の教育委員会及び附属特別支援学校の校長は、収入額・需要額調書のほか、要保護者であることを証明する書類を併せて提出させるものとする。

### III 収入額・需要額調書の記載

1. 収入額に関しては、当該年度に保護者等及び保護者等の属する世帯員が納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった次の額により記載するものとする。ただし、II-2に該当する保護者等にあっては記載を要しない。
  - (1) 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（所得控除を行う前の額）
  - (2) 社会保険料、生命保険料及び地震保険料の控除額
2. 需要額に関しては、生活保護法による保護の基準（以下「保護基準」という。）による生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準の額を測定することが必要であるので、当該年度の前年12月末日現在における保護者等の属する世帯員の住所、氏名、年齢等を記載するものとする。

### IV 収入額の算定及び需要額の測定

#### 1. 収入額の算定

収入額は次の(1)の額から(2)の額を控除し、その額に12分の1を乗じて得た額から(3)の額を控除した額とする。

- (1) 当該年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった世帯員全員に係る所得控除を行う前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
- (2) 所得控除の対象として控除された社会保険料、生命保険料及び地震保険料の合計額
- (3) 同一世帯で2人以上、特別支援学校又は特別支援学級に通学している場合、当該通学者数から1を減じた数に保護基準に示す「障害者加算」の加算額を乗じて得た額

#### 2. 需要額の測定

需要額は、前年12月末日現在の世帯構成に基づくところにより保護基準によって測定した次に掲げる額の合計額とする。この場合の保護基準は前年12月末日現在において適用されているものによる(IV-1-(3)の障害者加算についても同様とする。)ものとし、額については毎年度示すものとする((4)を除く。)。ただし、平成30年度からの保護基準の見直しに伴い、本制度への影響が及ばないよう、従前の取扱い同様、級地区分を定めている保護基準別表第9を除き、平成24年12月末日現在において適用されている保護基準によって測定した次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 生活扶助基準の居住に係る基準生活費の第1類、第2類及び期末一時扶助費の

## 表に示す額

ただし、第2類中「地区別冬季加算額」については12分の5を乗じて得た額、「期末一時扶助費」については12分の1を乗じて得た額

- (2) 教育扶助基準の表中「基準額」に示す額
- (3) 住宅扶助基準の基準額の表中「家賃・間代・地代等の額」に示す額
- (4) 特別支援学校の小学部若しくは中学部又は特別支援学級の児童生徒が前年度において通学に要した交通費の額に12分の1を乗じて得た額
- (5) 特別支援学校の小学部若しくは中学部又は小学校若しくは中学校の児童生徒に係る学校給食費（前年度の国の予算単価（年額）に12分の1を乗じて得た額）の額

## V 収入額の算定及び需要額の測定上の留意事項

- 1. 収入額の算定については、保護者等に収入に関する市町村の証明書を提出させ、保護者等の記載内容の正確を期すること。
- 2. 世帯員で所得を得ている者が数人いる場合は、その合計額により保護者等の収入額とする。
- 3. 需要額の測定については、世帯員が別々に居住している場合の地域の級地区分は、その世帯の生活の本拠地の区分によること。
- 4. 収入額の算定及び需要額の測定は毎年度行うこと。
- 5. 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者について、その通学に係る特別に要する交通費を通学に要する交通費として補助の対象とする場合においても、この取扱いによるものとする。

## VI マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の際の留意事項

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）別表第2の規定に基づき、各都道府県の教育委員会は、以下の情報について、保護者等からの当該情報に係る資料の提出に替えてマイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを使用した他機関との情報連携により入手することができる。

なお、番号法第9条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村においてマイナンバーを独自に利用する事務として特別支援教育就学奨励費に係る事務を条例で規定し、同法第19条第8号の要件を満たす場合は、上記のものに加えて情報連携を行うことも可能である。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者（以下この項において「保護者等」という。）に係る生活保護実施関係情報
- (2) 保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- (3) 保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

このほか、特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学の

ために必要な経費の支弁に関する情報については、生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務及び中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務手続きに当たり情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を受けた際に提供する必要がある情報であるため、必要に応じて、収入額・需要額調書の収集時に併せて保護者等にその利用事務を明示しつつマイナンバーを確認するなどして隨時情報登録できる体制を整えておくこと。